

(案)

都民安全総合対策本部
総 合 推 進 部

令和 7 年飲酒運転させないT O K Y Oキャンペーン実施要領

項 目	内 容		
目 的	令和 6 年中の都内における飲酒運転による交通事故の発生件数は、前年に比べ 2 6 件減少したものの、死者数は 5 名と一昨年より 3 人増加し、未だに根絶には至っていない。例年 7 月は年間でも酒類販売量が多くなる月であることから飲酒の機会が多くなることが想定され、飲酒運転に起因する交通事故の発生が懸念されることから、この時期を捉え、「飲酒運転させないT O K Y Oキャンペーン」を展開することにより、飲酒運転させない社会環境の醸成と飲酒運転根絶気運の更なる定着を図り、飲酒運転による重大交通事故の抑止を図ることを目的とする。		
期 間	令和 7 年 7 月 1 日（火）～ 7 月 7 日（月）までの 7 日間		
主な取組	1 飲食店の来店客等に対する取組 ○ 「飲酒運転させない宣言の店」等の飲酒運転根絶ステッカーやシールの掲示 ○ 「飲酒運転させないT O K Y Oキャンペーン実施中」のステッカーの活用 ○ 東京都ホームページ掲載の「来店したお客様に飲酒運転をさせないためのマニュアル」（以下「飲食店用マニュアル」という。）、「駐車場利用者に飲酒運転をさせないためのマニュアル」（以下「駐車場用マニュアル」という。）の活用 2 職域（職場）に対する取組 ○ ホームページや飲酒運転根絶ステッカー等を活用したキャンペーン活動 ○ 独自の「飲酒運転防止マニュアル」の導入や交通安全教室・研修等の実施 3 家庭や地域に対する取組 ○ 飲酒運転根絶に向けた広報啓発の実施 ○ ホームページ・広報誌（紙）等を活用したキャンペーン ○ 街頭ビジョンを活用した広報活動		
実施要領		取 組	内 容
	共 通	飲酒運転根絶ステッカー等の掲示	来客者等の目につきやすい場所へのステッカー等の掲示
		各団体のホームページ等における広報	各団体・会社・店舗のホームページ等による「キャンペーン」に関する広報の実施
		東京都ホームページの活用	○ 「飲酒運転させないT O K Y Oキャンペーン」コーナーによる広報 ○ 「飲食店用マニュアル」、「駐車場用マニュアル」の活用 ○ 「アルコール依存症患者の飲酒運転に関する意識調査」資料の活用
	飲食店 酒類販 売店	○ 「飲食店用マニュアル」等を活用し、自転車を含めた運転者に対する声掛け等の徹底 ○ 酒類販売時等における飲酒運転根絶チラシの配付	
	駐車場	○ 駐車場料金自動支払機付近等の運転者の目につきやすい場所への飲酒運転根絶ステッカーの掲示 ○ 「駐車場用マニュアル」を活用した運転者に対する声掛けの実施	
	警視庁	○ 各団体との連携による広報啓発活動の実施 ○ 飲酒運転の取締り	
	その他	○ 業務形態に応じた啓発効果のある取組の実施 ○ 地域・家庭に向けた啓発活動の実施 ○ 各警察署交通課、区市町村等との連携	